福ト協発第160号
令和８年９月１１日

会 員 各 位

公益社団法人福岡県トラック協会
会 長 二 又 茂 明

重大事故等に関する情報提供のお願い（定期周知）

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
当協会では、交通事故の再発防止と安全対策の充実を図るため、重大事故等に関する情報を収集しております。
死亡事故、重傷事故、転覆・火災事故のほか、飲酒運転に係る事故・法令違反等が発生した際は、当協会までご一報いただきますようお願いいたします。
ご提供いただいた情報は、個社名が特定されない形で、事故防止対策や注意喚起に活用させていただきます。
業界全体の安全確保のため、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 情報提供をお願いしたい事故等の範囲

①重大事故：死亡事故、重傷事故（治療に長期間を要するもの）、転覆・火災事故など社会的影響の大きい事故等。**（自動車事故報告規則第２条に定める事故）に準じます。**
②そ の 他：上記以外であっても、再発防止の観点から情報共有が必要な事故及び道路交通法等の交通関係法令違反。**（飲酒運転による事故・違反等）**

2. 情報提供の方法

・事故の概要について、FAXまたはE-mailにてご報告ください。
※指定の書式等はございません。
※個人情報等を伏せた「自動車事故速報」様式での報告でも可。
※緊急の場合は、まずはお電話にてご連絡ください。

3. 連絡先

公益社団法人 福岡県トラック協会 業務１課
・電話番号：092-451-7845（受付時間：平日 8：30～17：30）
・FAX番号：092-451-7964
・E-mail：yamashita-n@hearty.or.jp

4. その他

ご提供いただいた情報は、事故防止対策の検討及び会員への注意喚起のためにのみ使用し、個人情報や事業所が特定されるような形での公表は行いません。
法令に基づく国土交通省への「自動車事故報告書」の提出とは別に、当協会への情報提供をお願いするものです。

以上

参　考

重大事故（自動車事故報告規則第 2 条各号に規定する事故）について

※重大事故（自動車事故報告規則第 2 条各号に規定する事故）の種類

1.（イ）転覆事故　　（ロ）転落事故　　（ハ）火災事故　　（ニ）踏切事故

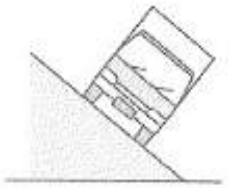
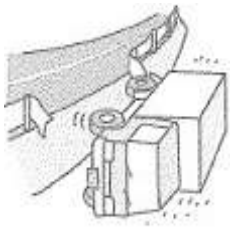

（イ）転覆事故・・・自動車が道路上において 35 度以上傾斜したもの

（ロ）転落事故・・・自動車が道路外に転落した場合で、その落差が 0.5m 以上のもの

（ハ）火災事故・・・自動車又は積載物が火災を起こしたもの

（ニ）踏切事故・・・自動車が踏切において鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し、又は接触したもの

2. 衝突・接触事故

・10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

3. 死傷事故

・死者又は重傷者を生じたもの

※重傷者とは次の①～⑥に該当するものをいう。

①. 大腿又は下腿の骨折
②. 脊柱の骨折
③. 上腕又は前腕の骨折
④. 内臓の破裂
⑤. 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が 30 日以上のもの
⑥. 14 日以上病院に入院することを要する傷害

4. 10 人以上の負傷者を生じたもの

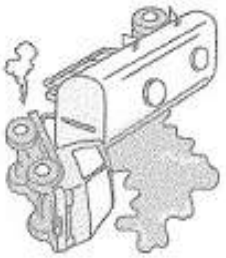

5. 次の積載物の全部若しくは一部が飛散・漏洩したもの

①. 消防法第 2 条第 7 項に規定する**危険物**
②. 火薬類取締法第 2 条第 1 項に規定する**火薬類**
③. 高圧ガス保安法第 2 条に規定する**高圧ガス**
④. 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する**核燃料物質及びそれにより汚染された物**

⑤. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する**放射性同位元素及びそれにより汚染された物**
⑥. **シアン化ナトリウム**又は毒物及び劇物取締法施行令別表第 2 に掲げる**毒物又は劇物**
⑦. 道路運送車両の保安基準第 1 条第 1 項第 11 号に規定する**可燃物**

6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

7. 酒気帯び運転・無免許運転・大型自動車等無資格運転・麻薬等運転を伴うもの

（※事故を起こさなくとも事故報告書の提出は必要）
（イ）酒気帯び運転・・・・・・・道路交通法第 65 条第 1 項の規定に違反するもの
（ロ）無免許運転・・・・・・・・道路交通法第 64 条の規定に違反するもの
（ハ）大型自動車等無資格運転・・道路交通法第 85 条第 5 項～第 9 項までの規定に違反するもの
（ニ）麻薬等運転・・・・・・・・道路交通法第 117 条の 2 第 3 号の罪に当たるもの

8. 運転者の疾病により運行できなくなったもの

（※事故を起こさなくとも事故報告書の提出は必要）
・運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなったもの
（脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの）

9. 救護義務違反があったもの

・道路交通法第 117 条の罪に当たる行為のもの

10. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）

※自動車の装置（道路運送車両法第 41 条各号に掲げる装置）の故障により自動車の運行ができなくなった場合、及び車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じた場合（故障によるものに限る）は次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければいけません。

①. 当該自動車の自動車検査証の有効期間
②. 当該自動車の使用開始後の総走行距離
③. 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
④. 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称（前後左右の別がある場合は、前進方向に

向かつて前後左右の別を明記すること。）
⑤. 当該部品を取り付けてから事故発生までの当該自動車の走行距離
⑥. 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
⑦. 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所

12. 鉄道車両の運転を休止させたもの

・橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設、軌道法による軌道施設を含む）を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの

13. 自動車の通行を禁止させたもの

・高速自動車国道（高速自動車国道法第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道）又は自動車専用道路（道路法第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路）において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの
※主に高速道路・都市高速道路・自動車専用道路標識のある道路等を指す。

14. 自動車事故の発生防止を図る為国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

参　考

トラック

運輸支局整備部門（保安担当）あて

令和　　年　　月　　日

時　　分 現在

事　故　報　告（第　　報）

事業者名			
事故発生日時	年　　月　　日　　時　　分		
事故発生場所			
事故車の登録番号			
死　者　数		総負傷者数 うち重傷者数	名
名		名	名
危険物の種類		危険物等の積載量	
＜漏洩の状況＞			
＜事故概要＞			
情報入手先			
＜その他判明している事項＞			
【緊急連絡担当者名・連絡先】 氏名　　ＴＥＬ			

速報に該当する事故・事件が発生した際は、速やかに **緊急連絡先** あて第１報をご連絡ください。